



－記者発表資料－

平成22年12月 1日

四国地方整備局

総合評価落札方式における二段階選抜方式 の試行（工事概要）について

総合評価における二段階選抜方式は、まず、総合評価における技術者評価及び企業評価において、優良な競争参加者を選抜し、選抜された競争参加者が、より優れた技術提案を提出するインセンティブとなることで、工事の品質確保の向上を図るとともに、競争参加者及び発注者双方の負担の軽減、並びに発注者側の技術審査に要する期間の短縮を目的に「総合評価落札方式における二段階選抜方式」を試行します。

今回の試行は、「平成22－24年度 新仁淀川大橋上部第2工事」に引き続き、四国地方整備局で2件目の試行です。

【試行工事の概要】

- ・工事名 平成22－24年度 そのせがわしんばし 園瀬川新橋上部工事
- ・工事場所 とくしまけんとかしましかみはちまんちようかわきた 徳島県徳島市上八万町川北から下中筋 しもなかすじ
- ・工事概要 一般国道192号徳島南環状道路の一環で園瀬川を渡河する園瀬川新橋（下り）の上部工を施工（工事延長 150m）
 - ・上部工形式 鋼3径間連続鋼床版箱桁橋（L＝147m）
- ・公告日 平成22年12月1日（開札：平成23年2月14日予定）

【今回試行する方式】

○加算点 60点【標準型（I型）】

- ・技術提案（40点）＋技術者評価、企業評価（20点）＝60点

＜選抜方法＞

- 技術提案以外の項目（技術者評価、企業評価）を審査、評価した加算点が、技術提案以外の項目の加算点満点（20点）の50%以上の競争参加者に対して技術提案書の提出要請を行います。
- また、要件を満たす者が10者に満たない場合は、本試行は実施せず、要件を満たす全ての競争参加者に対して技術提案書の提出要請を行う。
- なお、技術提案以外の項目の加算点満点の50%未満の競争参加者は、技術提案書の提出要請は行わず、その後の本工事への参加は認めないこととします。

＜落札予定者の決定＞

- 選抜した競争参加者が提出した技術提案の評価と、選抜時に評価した技術者評価、企業評価及び施工体制評価点と価格により総合評価落札方式を行い、落札予定者を決定します。

＜問合せ先＞ 国土交通省 四国地方整備局 TEL：(087)851-8061

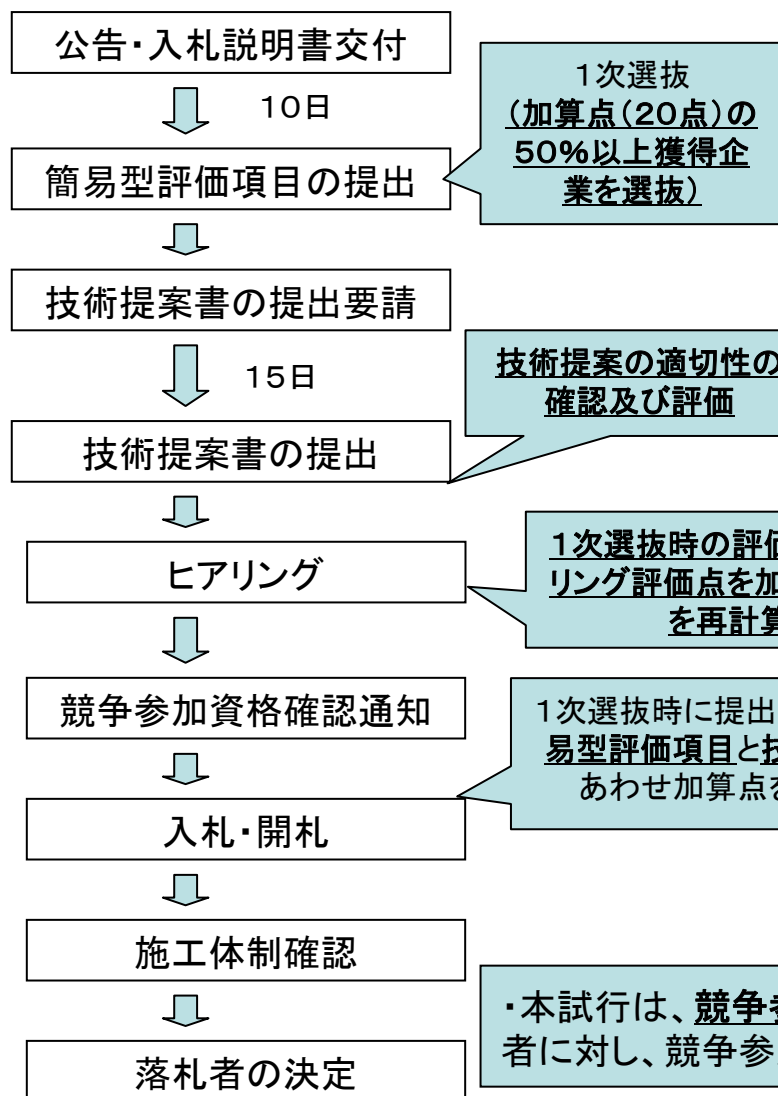
技術開発調整官 恒石 和義 (内線3120)

技術管理課長 岡村 環 (内線3311)

技術管理課長補佐 坂井 剛 (内線3314)

総合評価落札方式における二段階選抜方式の試行

総合評価における二段階選抜方式は、まず、総合評価における技術者評価及び企業評価において、優良な競争参加者を選抜し、選抜された競争参加者が、より優れた技術提案を提出するインセンティブとなることで、工事の品質確保の向上を図るとともに、競争参加者及び発注者双方の負担の軽減、並びに発注者側の技術審査に要する期間の短縮を目的に試行を行う。



【簡易型評価項目】

技術者評価・企業評価 判定結果														
技術者評価					企業評価									
					基本企業評価							その他企業評価		
配置予定技術者評価					施工実績等評価		地域精進度・地域貢献度・社会性			小計	地理的条件評価		小計	評価点合計
CPD	同種類似工事の施工経験	工事成績	優良技術者表彰	小計①	工事成績	工事に係る表彰	近隣地域での施工実績	地域貢献に係る表彰	事故及び不誠実な行為等に対する評価		鋼橋等製作工場の体制			
5	5	30	5	45	30	5	5	15	-30	55	5	5	60	105

加算点
(小数位1桁(2
位四捨五入))

①+②に
対する相対評
価換算

①有 ②無

20点

+

技術提案		
VEに値する提案		加算点
20	20	
20	20	40点

= 加算点満点
60点

・本試行は、競争参加者が10社以上の場合に適用し、満たない場合は、全ての申請者に対し、競争参加資格の確認及び総合評価を実施

総合評価落札方式における二段階選抜方式の試行

～入札説明書抜粋～

【工事の実施形態】

本工事は、総合評価における技術提案以外の項目により、1次選抜を行う二段階選抜方式の試行工事である。なお、選抜することにより適正な競争性が確保されないと判断した場合は、本試行は実施しない。

【競争参加資格】

二段階選抜方式として、申請書及び資料に基づき、技術提案以外の項目（配置予定技術者の工事経験等、企業の施工実績等）を審査、評価した加算点が、技術提案以外の項目の加算点満点（20点）の50%以上であること。

なお、技術提案以外の項目の加算点満点の50%未満の者は、技術提案書の提出要請は行わず、その後の本工事への参加は認めない。

ただし、上記(1)から(4)及び(6)から(12)までの要件を満たす者が10者に満たない場合は、本試行は実施せず、要件を満たす全ての競争参加者に対して技術提案書の提出要請を行う。

【総合評価落札方式に関する事項】

本工事は、平成22年度の四国地方整備局における総合評価方式の実施方針に基づき総合的に評価するものとする。

なお、二段階選抜方式に係る1次選抜における加算点の算出においては、(2)1. 技術者評価及び3)企業評価の項目について、評価点を評価基準に従って与え、各項目の評価点の合計点の最大の者に20点、その他の者は按分し加算点を算出する。

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札（「政府調達に関する協定」適用外案件）に付します。

平成22年12月1日

支出負担行為担当官

四国地方整備局長 足立 敏之

1 工事概要

- (1) 工事名 平成22－24年度 園瀬川新橋上部工事
- (2) 工事場所 自 徳島県徳島市上八万町川北
至 徳島県徳島市上八万町下中筋
- (3) 工事内容 工事延長 L＝150m
上部工形式 鋼3径間連続鋼床版箱桁橋（L＝147m）
- (4) 工期 平成24年7月31日まで。
- (5) 工事の実施形態

- 1) 本工事は、入札時に技術提案等（「鋼橋の製作時における品質向上を考慮した技術提案」及び「鋼橋の防食性向上を考慮した技術提案」、配置予定技術者の工事経験等、企業の施工実績等）の技術資料を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価し落札者を決定する総合評価落札方式（標準型）の適用工事である。
- 2) 本工事は、総合評価における技術提案以外の項目により、1次選抜を行う二段階選抜方式の試行工事である。なお、選抜することにより適正な競争性が確保されないと判断した場合は、本試行は実施しない。
- 3) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受ける契約後VE方式の試行工事である。
- 4) 本工事は、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。ただし、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第85条の基準が設定されている工事（予定価格が1000万円を超える工事）に限る。
- 5) 本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。総価契約単価合意方式の実施にあたっては、単価等を個別に合意する方式（単価個別合意方式）によることとする。
- (6) 本工事は、提出資料、入札を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札に代えるものとする。
- (7) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第1

04号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

2 競争参加資格

- (1) 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 四国地方整備局における平成21・22年度一般競争参加資格の内、「鋼橋上部工事」の「A等級」に認定されている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）かつ、当該鋼構造物を製作可能な工場を有していること。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 平成8年度以降に元請けとして、下記の条件を満足する同種工事の製作及び架設の施工実績を有すること（経常建設共同企業体にあつては、構成員の1社が平成8年度以降に元請けとして、下記の条件を満足する同種工事の施工実績を有していればよい。）。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。

また、製作と架設が別契約の場合は、合わせて1件の工事と見なす。

（ア）道路橋（A活荷重又はB活荷重）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。

（イ）橋梁形式が鈑桁橋及び単純箱桁橋を除く鋼橋であること。ただし、鋼床版箱桁橋は施工実績としてよい。

（ウ）架設工法が下記の工法以外の工法であること。

トラッククレーン工法、トラッククレーンステージング工法（クローラークレーン含む）

ただし、上記（ア）から（ウ）は同一工事であること。

なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事に係る実績である場合にあつては、工事成績評定通知書による評定点が65点未満のものを除く。
- (5) 提出する技術提案が適正であること。
- (6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下、「配置予定技術者」という。）を当該工事に専任で配置できること。なお、専任期間としては、現地での架設工事の作業期間とし、平成23年11月上旬から平成24年7月下旬を予定している。

- 1) 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
- 2) 平成8年度以降に、元請けとして同種工事（上記（4）に掲げる工事）の架設作業に係る経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。ただし、経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1社の配置予定技術者が平成8年度以降に元請けとして同種工事（上記（4）に掲げる工事）の架設作業に係る経験を有していること。

なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事に係る実績である場合にあつては、工事成績評定通知書による評定点が65点未満のものを除く。
- 3) 配置予定技術者にあつては、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を添付すること。その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。
- 4) 配置予定技術者は、建設業法第7条第2項及び第15条第2項に定められた技術者（営業所専任技術者）でないこと。ただし、本工事が専任を要しないもので、特例措置を全て満足する場合はこの限りでない。
- 5) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- (7) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の日までの期間に、四国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (8) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
- (10) 建設業法の鋼構造物工事の許可を有する者であること。
- (11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (12) 四国地方整備局（港湾空港関係を除く。）において、元請けとして平成20年

4月1日以降に完成した工事がある場合は、工事成績評定通知書による評定点の平均が過去2年度間連続で60点未満でないこと。

- (13) 二段階選抜方式として、申請書及び資料に基づき、技術提案以外の項目（配置予定技術者の工事経験等、企業の施工実績等）を審査、評価した加算点が、技術提案以外の項目の加算点満点（20点）の50%以上であること。

なお、技術提案以外の項目の加算点満点の50%未満の者は、技術提案書の提出要請は行わず、その後の本工事への参加は認めない。

ただし、上記(1)から(4)及び(6)から(12)までの要件を満たす者が10者に満たない場合は、本試行は実施せず、要件を満たす全ての競争参加者に対して技術提案書の提出要請を行う。

3 総合評価落札方式に関する事項

(1) 評価項目及び評価の着目点

本工事の総合評価における評価項目及び評価の着目点は、次のとおりとする。

なお、二段階選抜方式に係る1次選抜における加算点の算出においては、2)1.及び3)の項目について、評価点を評価基準に従って与え、各項目の評価点の合計点の最大の者に20点、その他の者は按分し加算点を算出する。

1) 技術提案評価

1. 鋼橋の製作時における品質向上を考慮した技術提案
2. 鋼橋の防食性向上を考慮した技術提案

上記 1. 2. に関する技術提案について評価する。

2) 技術者評価

1. 配置予定技術者の評価

- ・CPD（継続教育）、同種の施工経験、施工経験の工事成績、優良技術者表彰について評価する。

2. ヒアリング

- ・技術者の専門技術力、当該工事の理解度・取り組み体制、技術者のコミュニケーション力について評価する。

3) 企業評価

1. 基本企業評価

イ. 施工実績の評価

- ・工事成績、工事に係る表彰について評価する。

ロ. 地域精通度・地域貢献度・社会性の評価

- ・近隣地域の施工実績、地域貢献に係る表彰等、事故及び不誠実な行為をした実績について評価する。

2. その他企業評価

四国管内の製作工場の有無について評価する。

4) 施工体制評価

1. 品質確保の実効性

- ・ 工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められるか評価する。

2. 施工体制確保の確実性

- ・ 工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められるか評価する。

(2) 落札者の決定方法

1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

2) 標準点

- ・ 1) の要件を満たす入札を行ったものに対して、要求要件を実現できると認められる技術提案については、100点の標準点を与える。

3) 加算点及び施工体制評価点

- ・ (1)1) 及び2. については、技術提案をそれぞれ総合的にA・B・C・D・Eで評価し、Aを20点、Bを15点、Cを10点、Dを5点、Eを0点として加算点を与える。
- ・ (1)2) 及び3) については、各項目の評価点の合計点の最大の者に20点、その他のものは按分して加算点を与える。
- ・ (1)4) については、1. 及び2. について、それぞれ総合的に優・良・可で評価し、優を15点、良を5点、可を0点、とし施工体制評価点を与える。
各評価項目の評価基準、評価点等詳細については、入札説明書による。

4) 上記により得られる標準点、加算点及び施工体制評価点の合計を入札価格で除した数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とするところがある。

5) 評価値、基準評価値について

評価値は、基準評価値を下回らないこと。なお、基準評価値とは以下のとおりとする。評価値及び基準評価値の計算において予定価格と入札価格の単位は億円とし、求められる値(評価値、基準評価値)は小数点第4位(5位切り捨て)とする。

基準評価値＝１００点（標準点）÷予定価格（単位：億円）

6) 評価値の最も高い者が２者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

(3) 技術提案に基づく施工

実際の施工に際しては、事前に提出した技術提案に基づき同等以上の施工を行うものとする。

4 入札手続等

(1) 担当部局

〒760-8554 香川県高松市サンポート3-33 四国地方整備局 総務部 契約課
契約係長 細木 富夫 電話087-851-8061(内線2526)

(2) 入札説明書の交付期間及び方法

平成２２年１２月２日から平成２３年２月９日まで、入札説明書等ダウンロードシステムにより配布する。

入札説明書等ダウンロードシステムのアドレスは次のとおりである。

<https://e2odw.e-bisc.go.jp/CALS/Accepter/>

(3) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

配置予定技術者の工事経験等及び企業の施工実績等に係る申請書及び資料は、平成２２年１２月３日から平成２２年１２月１３日までの午前９時から午後５時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に電子入札システムにより、提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は平成２２年１２月３日から平成２２年１２月１３日までの午前９時から午後５時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に上記４（１）に直接持参すること。

(4) 技術提案書の要請の有無

(3)により提出したすべての参加者に対して、平成２２年１２月１７日までに、技術提案書の提出要請の有無を通知する。技術提案書を要請された者は、通知の翌日から平成２３年１月１２日までの午前９時から午後５時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に上記４（１）に持参又は郵送（書留郵便に限る。期限内必着。）すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、平成２３年２月９日午後２時までに、電子入札システムにより、提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札による場合は平成２３年２月９日午後２時までに四国地方整備局契約課に持参すること。（郵送による提出は認めない。）

開札は、平成２３年２月１４日午前１０時 四国地方整備局入札室にて行う。

5 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
 - 1) 入札保証金 免除
 - 2) 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行高松支店）。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店 日本銀行高松支店）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 四国地方整備局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (3) 本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払いを選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払いや設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。
- (4) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (5) 契約締結後の技術提案 工事請負契約締結後、請負者は設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案を適正と認めた場合には、契約変更を行うものとする。詳細は特記仕様書による（契約締結後に施工方法等の提案を受け付けるVE方式。）。
- (6) 配置予定技術者の確認 落札者決定後、CORINS等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。
- (7) 専任の配置予定技術者の配置が義務づけられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、配置予定技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。
- (8) 契約書作成の要否 要。
- (9) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を、当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無。
- (10) 技術提案の採否 技術提案の採否は競争参加資格の確認の通知と併せて通知する。ただし、「2. 競争参加資格」の（5）以外の理由で「2. 競争参加資格」

を満たしていない場合は、技術提案の採否について通知しない。

- (11) 技術提案等のヒアリングを行う。
- (12) 施工体制の確認についてヒアリング等を実施すると共に、ヒアリングに際して追加資料の提出を求める事がある。
- (13) 契約予定者の活動状況等の把握
競争参加資格に地域要件を設定している工事について、支店又は営業所が要件を満たして入札参加し、落札者となった場合、発注者が指示する資料を契約締結までに提出すること。なお、資料の提出がない場合は工事成績を減点する場合がある。
- (14) 関連情報を入手するための照会窓口 上記 4 (1)に同じ。
- (15) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加 上記 2 (2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記 4 (3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (16) 詳細は入札説明書による。